



愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成31年 2月27日水曜日 第3055号外 1

◇ 目 次 ◇ 公 告

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の規定に基づく措置の公告.....（循環型社会推進課）..... 1

公 告

○公 告

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第12条第1項の規定により高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置を命ずべき保管事業者を確知することができないので、同法第13条第1項後段の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年 2月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 講ずべき措置の内容

新居浜市黒島一丁目930番9において残置された次の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託すること。

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の形式等					
	定格容量	製 造 者	形 式	製造年月	台 数	総重量
コンデンサー	30KVA	東京芝浦電気株式会社	SRTR-A6FR	1970年12月	1	27キログラム

2 措置の期限

平成31年 2月28日

3 知事による措置

保管事業者が1の措置を2の期限までに講じないときは、知事が当該措置を講じ、保管事業者から当該措置に要した費用を徴収する。

4 問合せ先

愛媛県民環境部環境局循環型社会推進課

電話 (089)912 2355